

# 「自主防災組織活性化促進事業補助金」 を活用しましょう！



## 自然災害から命を守るために

近年、地震や風水害などの自然災害が頻発、且つ激甚化しており、日本各地で大きな被害を及ぼしています。

自然災害から命を守るために、**日頃から自分や家族に必要な備え**を進めておきましょう。また、**地域で「顔の見える関係」をつくり、いざという時にお互いに助け合える**ようにしていきましょう。



本庄地区防災訓練の様子

## 自主防災組織とは



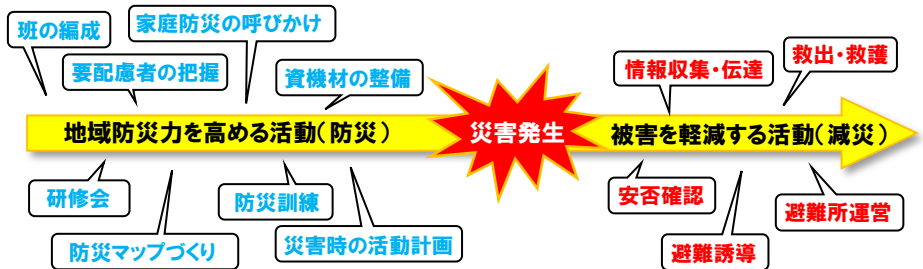
自主防災組織とは、地域住民が「**自分たちの地域は自分たちで守る**」という自覚や連帯感に基づき、地域の実情に応じて、自主的に結成する組織です。（瀬戸内市では「自主防災会」と呼んでいます。）

災害時には、情報収集・伝達や避難誘導、避難所運営など、幅広い活動を行います。

また、平常時には研修会や防災訓練の実施、防災資機材の整備などを自主的に行い、一歩ずつ地域の防災力を高めていけるよう取り組みを牽引します。



磯上地区防災まち歩き・防災マップ作成の様子



## 令和5年度から、「自主防災組織活性化促進事業補助金」が創設されます

防災活動の実施や、防災資機材の整備に補助金を活用しましょう。申請手順は次のとおりです。

### ① 自主防災組織を結成し、市の認定を受ける

・規約、組織図を作成し、自主防災組織として認定を受けることで、補助金を活用することができます。

### ② 市へ補助金交付申請書を提出

・必ず事業の実施前に交付申請書を提出してください。  
・交付決定前に事業を実施した場合は交付対象外です。

### ③ 交付決定通知書の受取・事業の実施

・必ず交付決定通知の受領後に事業を実施してください。  
・事業内容を変更する場合は、変更承認申請書を提出してください。

### ④ 市へ実績報告書・補助金交付請求書を提出

・請求書又は領収書の写し、防災活動の内容・写真、資機材の納入写真など、事業成果が分かるものを添付し、実績報告書を提出してください。  
・あわせて、補助金交付請求書を提出してください。

### ⑤ 交付確定通知書の受取・補助金の受領

・補助金の交付が確定した後、指定の口座に入金します。

事業項目は裏面でチェック！



本補助金は、**令和5年度から令和7年度の3年間限定**です。

補助率は **10/10** です。(上限あり)

# ●自主防災組織活性化促進事業補助金 事業項目

## 1号事業 自主防災活動促進事業

**内容** 防災訓練や研修会等の自主防災活動に係る費用を補助



**対象経費** 次に掲げる事業に要する経費  
(学区等を単位とする事業を除く)

- (1)防災意識啓発のための活動
- (2)地区内におけるハザード等の状況把握
- (3)防災訓練の実施
- (4)要配慮者の居住状況の把握
- (5)避難行動要支援者の避難支援体制づくり  
(個別避難計画の作成)

**上限額** 5万円

- 加算措置**
- ①当該年度において新規に自主防災組織として認定された団体の場合  
→ 上限額に2万円を加算
  - ②事業(5)に取り組む場合  
→ 計画作成1件あたり3,000円を交付  
※市と協定を結ぶ必要があります。



## 3号事業 学区等連携促進事業

**内容** 学区等の防災体制の整備・強化に係る費用を補助



- 対象経費** 次に掲げる事業に要する経費
- (1)学区等の防災意識啓発のための活動
  - (2)学区等の自主防災組織と連携した防災訓練の実施
  - (3)学区等の自主防災組織と連携した避難行動要支援者の避難支援体制づくり(個別避難計画の作成)
  - (4)学区等で必要な防災資機材の整備 など。

※(4)を実施する場合は、原則として年1回以上、防災活動を実施する必要があります。

**上限額** 20万円

- 加算措置**
- ①当該年度において新規に自主防災組織として認定された団体の場合  
→ 上限額に5万円を加算
  - ②事業(2)のうち、特に避難所運営体制の強化を目的とした訓練を行なう場合  
→ 上限額に3万円を加算
  - ③事業(3)に取り組む場合  
→ 計画作成1件あたり3,000円を交付  
※市と協定を結ぶ必要があります。

## 2号事業 防災資機材整備促進事業

**内容** 防災資機材の整備に係る費用を補助



**対象経費** 次の表のとおり  
(学区等を単位とする事業を除く)

区分	内容
(ア)初期消火用	街頭用消火器、消火器格納庫、バケツ、発電機等
(イ)救出救助用	自動体外式除細動器(AED)、ヘルメット、バール、ロープ、リヤカー、ジャッキ、テント、救急箱、担架、脚立、防煙マスク、毛布、のこぎり等
(ウ)避難誘導用	ラジオ、無線機器、メガホン、標旗、強力ライト等
(エ)給食給水用	給水タンク、ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
(オ)要配慮者避難用	車いす、非常用階段避難車、簡易ベッド、手すり付き簡易トイレ等
(カ)その他	簡易資機材倉庫

**上限額** 8万円

- 加算措置**
- ①当該年度において新規に自主防災組織として認定された団体の場合  
→ 上限額に2万円を加算
  - ②表中(オ)要配慮者避難用に該当する資機材の整備に取り組む場合  
→ 上限額に4万円を加算

※2号事業を実施する場合は、原則として年1回以上、防災活動を実施する必要があります。

## 4号事業 防災マップ作成促進事業

**内容** 地域独自の防災マップを作成する事業に係る費用を補助



- 対象経費** 次に掲げる事業に要する経費
- (1)対象地域内の危険箇所等を把握し、点検・確認するための活動
  - (2)防災マップ作成に要する物品等の購入
  - (3)作成した防災マップの清書・印刷

**上限額** 5万円  
(対象経費(3)のみを実施する場合は3万円)



※交付条件等の詳細については、危機管理課までご相談ください。  
※補助金の額に100円未満の端数がある場合は切り捨てます。

【お問い合わせ】

瀬戸内市役所 総務部 危機管理課

TEL:0869-22-3904  
FAX:0869-22-3299  
MAIL:kikikanri@city.setouchi.lg.jp